シ、オオワシ、イヌワシ、オオタカ、クマタカ及びハヤブサについては、営巣が確認されておらず、周辺には同様の生息環境が多く残されることなどから影響は少ないと評価されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているキンセイラン及びキンラン、準絶滅危惧として掲載されているエビネ等が確認されているが、起業者は、工事による改変箇所で生育が確認された場合は、専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講じることとしている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が６箇所存在するが、既に発掘調査が完了しており、現地保存等が必要な遺構等は確認されていない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

⑶　事業計画の合理性

本件事業は、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークの形成を主な目的として、道路構造令による第１種第３級の規格に基づく２車線の自動車専用道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成10年６月30日に都市計画決定された都市計画と、車線数等を除き、基本的内容について整合しているものである。なお、本体事業については、４車線の事業として都市計画決定されているところ、２車線の事業として施行するものであるが、施工期間、事業費等の社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案して施行することとされており、適切なものと認められる。

さらに、本体事業の施行に伴う市道の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

４　法第20条第４号の要件への適合性

⑴　事業を早期に施行する必要性

３⑴で述べたように、三陸沿岸地域と仙台地域とを結ぶ高速交通ネットワークを整備するとともに、現道は線形不良区間が存在し、自然災害等による通行止めが行われていることなどから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる三陸地域地方都市建設協議会等より、東日本大震災からの復興に寄与することなどから、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

⑵　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

５　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　岩手県陸前高田市役所

○国土交通省告示第五百十六号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定する。

平成二十四年五月一日

国土交通大臣　前田　武志

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石戸川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和四十三年建設省告示第二百三号で指定した同号二十六に掲げる土地の区域を除く。）

新潟県東蒲原郡阿賀町石戸

字西山　四九五三番　一号から二十四号まで

字谷地平　五九一五番　二十五号

五九一五番二　二十六号から三十一号まで

○国土交通省告示第五百十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により指定した次の土地の指定を解除する。

平成二十四年五月一日

国土交通大臣　前田　武志

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

石戸川

二　砂防法第二条の土地の表示

昭和四十三年建設省告示第二百三号で指定した同号二十六号に掲げる土地のうち次に掲げる土地の区域

新潟県東蒲原郡阿賀町石戸谷地平

九六八八番一及び九六八八番二

九六九九番一及び九六八八番二

九七〇番

九七三番及び九七四番

四六七九番

五五九一四番

五九一五番一及び五九一五番二

○国土交通省告示第五百十八号

不動産特定共同事業法施行規則（平成七年建設省令第二号）第十七条の七の規定により、登録証明事業を行う者の氏名又は名称等の変更の届出があったので、同規則第十七条の十六第二号の規定により、公示する。

平成二十四年五月一日

国土交通大臣　前田　武志

一　登録番号　第二号

二　変更事項

変更事項	変更前	変更後
登録証明事業を行う者の氏名又は名称	財団法人不動産流通近代化センター	公益財団法人不動産流通近代化センター
法人である場合の代表者の氏名	藤田　和夫	伊藤　博
登録証明事業を行う事務所の名称	財団法人不動産流通近代化センター	公益財団法人不動産流通近代化センター

三　変更年月日　平成二十四年四月一日

○国土交通省告示第五百十九号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二十五条の七十において準用する第二十五条の五十の規定に基づき、一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があったので、同法第二十五条の七十において準用する第二十五条の六十二第二号の規定により公示する。

平成二十四年五月一日

国土交通大臣　前田　武志

一　一般財団法人日本海事協会から登録事項の変更の届出があった件

⑴　コタキナバル事務所ミリ出張所の変更

出張所の所在地の変更

変更前	Miri Concession Land District, 98000 Miri, Sarawak, MALAYSIA
変更後	Piasau Business Park, Jalan Bulatan Park, 98000 Miri, Sarawak, MALAYSIA

⑵　変更年月日　平成二十四年一月一日